

津島地区における受動喫煙防止対策に関する提言書

—津島地区から受動喫煙を無くすために—

津島地区安全衛生委員会
平成23年 1月31日

はじめに

近年、世界的にも喫煙防止教育を始め、タバコの広告規制、タバコ包装への警告表示の義務づけ、タバコの値上げ、公的な場所での禁煙、職場における受動喫煙対策の義務化などタバコ対策が積極的に推進されています。その中で、教育機関においても全国的に喫煙防止の健康教育の充実、敷地内禁煙などタバコ対策を実施する学校が拡大してきています。

本学では平成15年10月に「岡山大学における受動喫煙防止のための指針」を定め、建物内を全面禁煙にする等、学内の受動喫煙防止に努めてきましたが、このような対応では不十分であると感じている学生・職員も多く、さらに入学時0.5%の男子学生の喫煙率が卒業時には約10%と大幅に増加し、喫煙学生の多くが大学生活で喫煙習慣を身に付けているという現状があります。

教育機関であり、公的機関である本学において、タバコの煙のない快適な教育環境を確保し、喫煙の健康被害から学生・職員の健康を守るため、タバコ対策の推進が急務であると考えます。

1. 経緯

受動喫煙を防ぐため、平成15年5月に健康増進法が制定施行され、本学でも平成15年10月に「岡山大学における受動喫煙防止のための指針」を定め、建物内を全面禁煙にするなど学内の受動喫煙防止に努めてきました。

その後、平成22年2月に厚生労働省から新たな受動喫煙防止対策の方向として「公共の場では原則として全面禁煙すべきである」との方針が打ち出され、今後、取り組みを分煙から全面禁煙へ促進するよう示されました。

これを受け、本学において、非喫煙者と喫煙者に対する禁煙対策及び学内の受動喫煙防止対策に関する事項を検討すべく、平成22年7月に津島地区安全衛生委員会の下部組織として、津島地区受動喫煙防止対策検討WGの設置を決定し、「受動喫煙の無いキャンパス」を目指し、検討を行ってきたところです。その結果以下の結論を得ましたので、ここに提言いたします。

2. 提言

本委員会は、津島地区における受動喫煙防止対策として次の3つを提言します。

この提言を踏まえ、岡山大学津島キャンパスの構成員が具体的な取り組みを行い、健康習慣を身につけた学生を育成するとともに学生・職員の理解のもと、健康障害を防止し、快適な教育環境が構築されることを希望します。

1. 喫煙防止教育の実施
2. 禁煙支援の実施
3. 受動喫煙防止の実施

喫煙防止教育の実施

津島地区の構成員に対し、授業、課外活動、健康診断等を活用し、タバコに関する正しい知識の提供を行い、キャンパス内禁煙を実施し、喫煙習慣を身につけニコチン依存症になる学生を新たに増やさないための教育環境を整えます。

授業では、既存の科目等を活用・拡大し、教材作成及び提供を行うことで学生を主たる対象として教育を行います。

サークル等の課外活動を通じ、学生がタバコを覚えることが多いと考えられることから、後輩等へ正しい指導ができるよう、サークル等のリーダーに対する教育を行います。

職員には、安全衛生に関する講習会等を通じて喫煙防止教育を行います。

その他、ポスター・パンフレットの配布や有識者による喫煙防止教育講演会の開催等、喫煙防止教育に関する啓発活動を展開し、知識を深めるとともに意識を高めます。

(主な取り組み内容)

- ◆授業等を活用して学生を対象とした喫煙防止教育を実施する。
- ◆サークル等の課外活動における喫煙防止教育を実施する。
- ◆職員に対する喫煙防止教育を実施する。
- ◆喫煙防止教育に関する啓発活動を実施する。

禁煙支援の実施

喫煙習慣を解消させ、喫煙者を減らすことは、構成員の健康障害を防止し、受動喫煙防止を容易にします。しかし、喫煙習慣をやめることは容易でなく、やめたとしても再発を繰り返しやすい点が大きな問題となります。

そこで、大学側が喫煙習慣のある学生・職員に対し禁煙を勧め、サポートしていくことが重要となります。

保健管理センターに禁煙相談外来を設置し、学生・職員の禁煙支援を実施します。

(主な取り組み内容)

- ◆禁煙相談外来を設置し、禁煙に関する相談を取扱い、学生・職員に対する禁煙支援を実施する。
- ◆禁煙支援に関する啓発活動を実施する。

受動喫煙防止の実施

学生・職員の健康被害の防止及び喫煙習慣を身につけることを防止する教育環境構築の観点から、「受動喫煙防止対策」として現在実施している「建物内全面禁煙」から「キャンパス内禁煙」への移行を提案します。

キャンパス内禁煙を実施するにあたっては、学内の学生・職員さらには地域のコンセンサスを得るよう努め、大学全体の問題として取り組んでいく必要があると考えます。

そのためには大学としてタバコ対策をどう考えるかの方針を明示し、具体的対策に取り組んでいく必要があります。また、各種取り組みの実施にあたっては、職員のみでなく学生の参加も重要であると考えます。

実施に伴う種々の問題を解決するには時間を要すると考えられるため、直ちに「キャンパス内禁煙」に移行するのではなく、実施にあたって十分な準備期間を設け、その間に様々な対策を講じる必要があると考えます。

そこで、「段階的」にキャンパス内禁煙を前提とした受動喫煙対策を展開し、除々にキャンパス内に「禁煙」を定着させていくことを提案します。

キャンパス内禁煙の実施について宣言後、喫煙防止教育と禁煙支援を強化しながら、津島地区にある屋外の喫煙場所を段階的に削減します。

(主な取り組み内容)

- ◆学外も含め受動喫煙防止対策を実施していることを周知する。
- ◆近隣住民への周知及び協力要請を行う。
- ◆喫煙者を対象とした喫煙マナー教育及び意見聴取を行い、対応策を検討する。
- ◆キャンパス内の喫煙場所を削減する。
- ◆キャンパス内で学生が集中する場所を中心に禁煙モデルエリアを設定する。

<参考資料 (別紙) >

- 岡山大学における喫煙率の推移と受動喫煙に関するアンケート結果
- 岡山大学におけるタバコ対策
- 受動喫煙 (タバコ) の害に関する資料
- 岡山大学における受動喫煙防止のための指針